新築建築物等

安全上重要な天井

6m超の高さにある、面積200m2超の吊り天井 (※人に重大な危害を与えるおそれの低いものを除く)

【目標】中地震で天井が損傷しないこと。 (これにより、中地震を超える一定の地震においても脱落の低減を図る。)

※その他の天井

- 〇人に重大な危害を 与えるおそれの低 いもの。
- · 高さ6m以下
- · 面積200㎡以下
- 〇人に危害を与える おそれがない場所 に設置されている もの。
- 居室、廊下その他 の人が日常利用 する場所に設けら れるもの以外の天
- 〇軽いもの。
- ・ 天井の質量が 2kg/m以下

(設計者の判断によ り安全を確保)

〇以下のいずれかのルートを適用し検証。

仕様ルート

耐震性等を考 水平方向 慮した天井の の地震力 仕様に適合す に対し斜 ることで検証 め部材等 を配置し、

周辺にク

リアラン

スを確保

(天井の質量 2kg/㎡超 20kg/m³以下)

天井の耐震 性等を計算で 検証

計算ルート

その他の方法によるものについては、仕様 ルート・計算ルートの追加(告示)により対応 を検討。一定の設計ルール(仕様、計算方 法)の認定(一般認定)を位置づけ。

特殊検証ルート

複雑な天井 等を、個々の 建築物の特 性に応じ時 刻歷応答解 析等で検証

既存建築物

既存の天井



○新築時の基準 または

落下防止措置

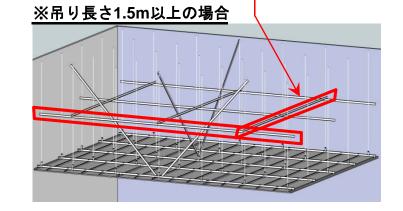
- 〇天井材が損 傷しても落下 しないような 措置がなされ ているもの
- ・ ネットの設置
- 天井面構成 材をワイヤー 等で吊る構造
- ※耐震診断基準 に位置づけ

天井脱落対策に係る技術基準(案)の概要 【別紙(その1)告示第三第1項:仕様ルート(2~20kg/m2) の場合】

参考資料1

- ⑤ 吊りボルトは、 <u>1本/㎡以上</u> とすること
- 9 斜め部材は、 V字状に、算定 式で必要とされ る組数を釣り合 い良く配置
- ① 天井の単位 而積質量は、 20kg/m²以下
- ② 天井材は、相互に緊結し、荷重 又は外力により、容易に滑り、 外れ、損傷を生じないこと
- ■吊り天井:部分モデル図
- ③ 吊り材は、構造耐力 上主要な部分等に取り 付けること
- ④ 構造耐力上主要な部 分に取り付ける斜め部 材又は吊り材は、埋め 込みインサート、ボル ト等により取付け、 容易に滑り、外れ、損 傷を生じないものとす ること
 - ⑦ 吊り長さは、 3m 以下で、 おおむね均一と すること
 - 8 1.5m以内ごとに 補剛材を設置

- ⑩壁等との間に、 6cm以上の隙間 を設けること
- ⑥ 天井面に段差等 を設けないこと



天井脱落対策に係る法令上の位置づけ整理(案)

令第39条 仕様規定

第1項

<耐久性等 関係規定>

構造躯体

の計算

ルート

時刻歷

限界耐

力計算

ルート3

ルート2

ルート1

1 内装材… は、風圧並び に地震その他 の震動及び衝 撃によって脱 落しないように しなければなら ない。

第4項 (新設)

<耐久性等 関係規定>

4 天井(安全 上重要である ものとして国土 交通大臣が定 めるものに限 る。)で特に腐 食、腐朽その 他の劣化のお それのあるも のには、腐食、 腐朽その他の 劣化を生じにく い材料又は有 効なさび止め、 防腐その他の 劣化防止のた めの措置をし た材料を使用 しなければなら ない。

第3項(新設)

3 天井(安全上重要であるものとして国土 交通大臣が定めるものに限る。)の構造は、 構造耐力上安全なものとして、国土交通大 臣が定めた構造方法を用いるもの又は国 土交通大臣の認定を受けたものとしなけれ ばならない。

> 耐久性等関係規定でないため、 適用除外。

規制対象

高さ6mを 超える天 井の部分 で、水平 投影面積 が200㎡ を超える 部分を含

むもの等

天井告示

(応答スペクト ルル

> 天井告示第3 第2項第二号

使わない) (Tclを 出来震度法

天井告示第3 第1項.平19

天井告示第3 第2項第一号

- ※規制対象となる天井は、
- ① 4号建築物、ルート1 では、仕様規定、大 臣認定、水平震度法(Tclを使わない)
- ② ルート2、3では、仕様規定、大臣認定、 水平震度法、簡易スペクトル法、応答スペ クトル法 に適合するものとする。

令第3章8節(構造計算)

規制対象

高さ6mを 超える天 井の部分 で、水平 投影面積 が200㎡ を超える 部分を含 むもの 等

令第81条第1項,

令第82条の5.

天井告示第2

天井告示第3第1

項 天井の構造

構造計算によっ

て構造耐力上安

全であることが確

かめられた構造

より難い場合、特

殊検証ルートへ

計算ルート (応答スペクトル法)

令第82条の5 平12建告第1457号

構造計算適合性判定で審査

応答スペクトル法 の適用除外

①② 仕大 水簡平易 様臣 震え 度法ク 来 、システ

※構造躯体については、 構造躯体の計算ルートを そのまま採用。

特殊検証ルート (時刻歴応答解析)

令第81条第1項 平12建告第1461号

性能評価機関で審査 大臣認定

時刻歴の適用除外

応答スペクトル法

令第82条の5 平12建告第1457号

①仕様(在 水平景 度法ク 莱

※構造躯体については、 構造躯体の計算ルートを そのまま採用。

システム)

- ※ 天井告示:安全上重要である天井及び天井の構造耐力上安全な構造方法を 定める件(案)(平25国交告第●●号)
- ※ Tcl: 天井の水平方向の固有周期

構造計算適合性判定で審査

仕大 様臣

法法

建築主事で審査

告示593

平19告示593

4号 建築物